

登録統計調査員募集案内

★登録統計調査員制度とは、統計調査が実施されるときに、事前に登録された調査員（登録統計調査員）へ調査を依頼し、統計調査員の仕事に従事していただく制度です。

○統計調査員とは？

統計調査は、国勢調査や経済センサス－活動調査など、さまざまな統計調査が実施されます。

この各種統計調査の調査対象（個人、事業所等）を訪問して、調査票を配布・回収等していただく方を統計調査員といいます。

○調査員の仕事の内容

1 調査員説明会へ出席	調査の内容及び調査員業務についての説明を受けます。
2 調査の準備	担当する地域・調査の対象を確認して、書類への必要事項の記入など、調査の準備をします。
3 調査票の配布と収集	調査対象を訪問して、調査票への記入を依頼します。 調査日以降再び訪問して、調査票の回収及び記入内容を確認します。
4 調査書類の点検と提出	調査票などの調査書類を点検・整理し、市役所へ提出します。

○調査員の身分

調査期間中は、国勢調査の場合は非常勤国家公務員、その他の統計調査は非常勤地方公務員となります。それにより調査員には、調査で知り得た事柄を他の人に漏らしてはならないという守秘義務が課せられます。

なお、調査活動中に災害にあった場合には、一般の公務員と同様に公務災害補償が適用されます。

○報酬

調査が終了しますと、統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容や受け持ちの件数によって異なりますが、おおむね 2 ～ 6 万円程度です。

○登録方法

あいち電子申請システムで申請又は、登録申請書を直接・FAX・メールでご提出ください。
登録にあたっては簡単な説明・面接を行います。



あいち電子申請システム

【登録の資格要件】

1. 統計調査に対し責任をもって、調査事務を遂行できる方
2. 調査で知り得たことなど、秘密を保持できる方
3. 税務、警察及び選挙に直接関係のない方
4. 申請時の年齢が満 20 歳以上の方